明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第七百九十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七百九十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第八百十一条第三項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）、第八百十五条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第百十一条第一項及び第二項（第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）、第百三十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項	資産の流動化に関する法律
第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第一	

条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百一条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百三条第三項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）、第八百十五条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）、第百十一条第一項及び第二項（第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。）、第百三十六条の二第二項（第二百十条第一項（第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十三第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の十九第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百六十五条の二十一第三項（第一号に係る部分に限り、第百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項	資産の流動化に関する法律
第五条第四項及び第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十八条第三項及び第四十三条第三項において準用する同法第百二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第一	